

地方債制度の見直しに関する論点

平成27年7月23日
地方債課

届出制度の導入と3年後見直しの規定

- 平成22年度から平成23年度にかけて行われた地方債協議制度の見直しは、平成21年11月の地方分権改革推進委員会第4次勧告を受け検討が始められた。

＜地方分権改革推進委員会第4次勧告（平成21年11月9日地方分権改革推進委員会）抄＞

地方債の発行は、既に第1次分権改革の一環として、許可制から協議制へと移行したところであるが、市場からの信用を損なうことのないよう十分配慮しつつ、地方自治体の起債自主権の一層の確立に向けて、地方債の発行に係る国の関与を見直していくべきである。

- 平成24年2月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）が施行され、同年4月より届出制度が導入された。

また、同法附則に3年後の抜本見直しの検討規定が置かれた。

＜地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 抄＞

附 則

（検討）

第123条 政府は、第15条の規定の施行※後3年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方財政法の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高める観点から、同法第5条の3第1項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ※平成24年2月1日施行

平成26年11月～

「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を設置して検討

これまでの取組及び今後の予定

- 昨年10月 市場関係者との意見交換
 - 期間：平成26年10月17日（金）～10月24日（金）
 - 対象：アナリスト3社、引受金融機関（銀行：1行、証券会社4社（日系：3社、外資系：1社））
- 11月 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会（第1回）
- 今年1月 研究会（第2回）
- 2月 地方公共団体に対するアンケート調査
- 4月 研究会（第3回） ⇒ 地方公共団体に対するアンケート調査結果取りまとめ
- 5月 研究会（第4回） ⇒ 地方債制度の見直しに関する事例発表（江夏委員）
- 7月 研究会（第5回） ⇒ 協議制度、届出制度及び許可制度の対象範囲、在り方に関する論点を提示し、見直しの方向性を議論
 - ↓
 - 地方公共団体、市場関係者への意見聴取
 - ・ 公的資金への届出制度の導入等について地方公共団体に意見聴取
 - ・ 見直し内容の市場への影響について市場関係者（アナリスト、引受金融機関、投資家等）に意見聴取
- 9月 研究会（第6回） ⇒ 研究会報告書（骨子案）の提示
- 11月 研究会（第7回） ⇒ 研究会報告書の取りまとめ

地方債制度の見直しにあたっての基本的考え方

○ 第2次一括法附則第123条の規定等を踏まえ、

① 地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点

② 地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている取扱いを維持し、金融市場における地方債全体に対する信用を維持するという観点

から、協議制度、届出制度及び許可制度の対象範囲、在り方について検討を行う。

(参考) 第2次一括法に対する附帯決議について

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（平成23年8月11日衆議院総務委員会）

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（平成23年8月26日参議院総務委員会）

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

[地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている理由（平成19年2月16日 衆・予算委員会での山本國務大臣答弁のポイント）]

① 協議制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること

② 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度が設けられていること

協議制度・届出制度及び許可制度の対象範囲・在り方についての論点

○ 公的資金

- ・ 公的資金への届出制度の導入（検討事項①）
- ・ 特別転貸債及び国の予算等貸付金債への届出制度の導入（検討事項②）

○ 協議不要基準及び早期是正措置基準

- ・ 実質公債費比率（検討事項③）
- ・ 将来負担比率（検討事項④）
- ・ 実質赤字比率（検討事項⑤）
- ・ 資金不足比率（検討事項⑥）
- ・ 連結実質赤字比率（検討事項⑦）
- ・ 協議不要基準額（検討事項⑧）
- ・ その他の許可制度（検討事項⑨）

○ その他（検討事項⑩）

- ・ 新発債4月条件決定分の届出の実施
- ・ 財政融資資金の手続の簡素化
- ・ 前年度から繰り越された財政融資資金の借入期日の延長
- ・ 国庫補助金の交付決定（内示）時期遅延に伴う起債協議手続の遅延の改善
- ・ 協議制度における協議時期・回数の変更

検討事項① 公的資金への届出制度の導入

【現 状】

届出制度導入時、以下の理由から公的資金を届出制度の対象外とした

- ①各年度における公的資金量は有限であることから、地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行う必要があるため
- ②国において一元的に配分調整を行うことにより、資金の融資手続の簡素化を図ることができるため

【その後の状況】

<届出制度導入後の現状>

- 毎年度、地方債計画で確保された公的資金を上回る要望が寄せられており（特に機構資金）、地方債課において、事業毎や団体毎に民間等資金への振替を行っている。

<地方公共団体からの要望>

- 内閣府において、平成26年5月20日から7月15日までの間、地方公共団体等から地方分権改革に対する提案を募集したところ、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県から、公的資金についても届出制度の対象とするよう要望があった。

<地方公共団体アンケート結果>

- 届出を実施しなかった理由として、「公的資金の借入れのため協議に一本化した」の回答割合が最も高く（51.6%）、次いで「上半期地方債の発行需要なし」の回答割合が高かった（25.6%）。なお、都道府県・指定都市では、「上半期地方債の発行需要なし」の回答割合が最も高かった（45.5%）。
- その他意見で、「届出制度の対象に公的資金を加えることを検討してほしい」があった（2県5市1区1村）。

検討事項① 公的資金への届出制度の導入

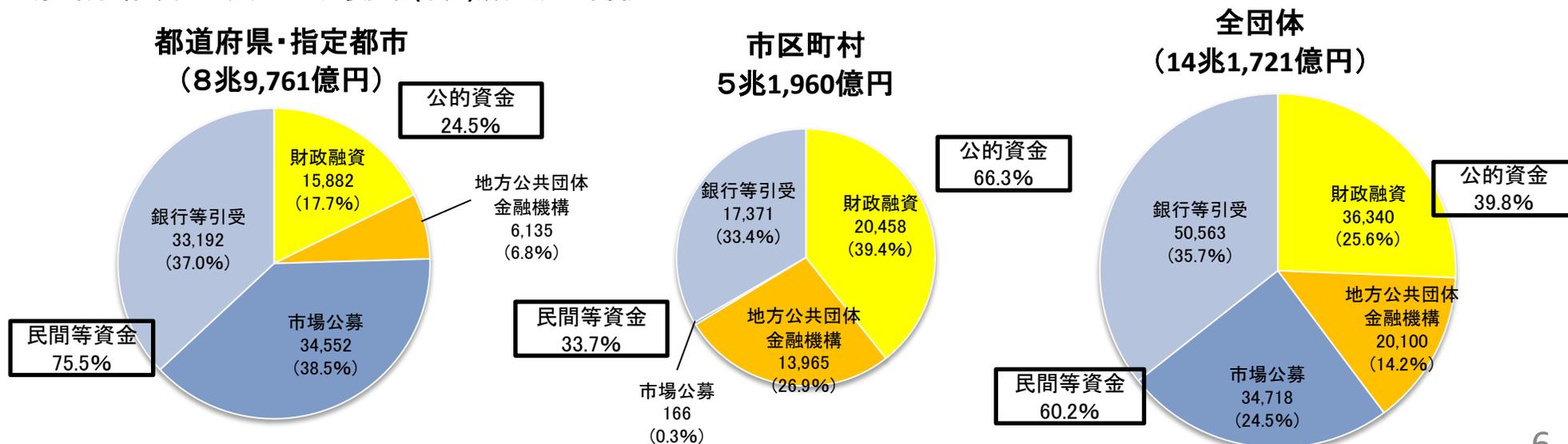
<研究会における委員コメント>

- 公的資金の額が早い者勝ちで、年度によって大きく変動すると民間等資金の額も大きく変動することとなるので、民間等資金の安定的な調達という観点からも公的資金を届出制度の対象とすることは、いかがなものか。市場との関係、銀行との関係という観点から気を付けるべきではないか。
- 公的資金について先に手を挙げればもらえて、後になればなくなってしまおうというのは問題ではないか。

<市場関係者のコメント>

- 市場調達は万能ではないため、公的資金も含めてバランス良く資金をあてる現状維持で良い。
- 投資家は地方の国との距離感を重視しているため、公的資金の全廃など分権(自由化)を過度に進めるのは避けるべきと考える。

(参考)団体・資金区分別の地方債発行(予定)額(平成25年度)



検討事項① 公的資金への届出制度の導入

【論 点】 「公的資金を届出制度の対象とする」 ことについて、どのように考えるか。

○ 地方公共団体の自主性・自立性を高めることができるか。

- ・ 届出団体は事前届出後、総務大臣・都道府県知事との協議・同意を待つことなく直ちに地方債を発行することが可能。
- ・ 公的資金であっても、届出後、直ちに貸し手（財務省・機構）に対して、借入申請することは可能。
- ・ 届出の性質※を踏まえると、総務省において届出された資金を集約し、配分調整を行うことは出来ず、総務省の関与は協議及び許可に比較して限定的である。その面を見れば地方公共団体の自主性・自立性が高まるといえる。
※形式上の要件に適合していれば、その到達をもって、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。
- ・ 一方で、貸し手による審査が強化されることとなると、地方公共団体の自主性・自立性が高まるといえるか。

○ 公的資金の趣旨・目的を果たすことができるか。

- ・ 公的資金は、資金量が有限であるという制約（財政投融资計画/事業計画に基づいて資金調達を行っている）がある。
- ・ 地方公共団体においては、発行ロット、職員体制等の内部要因や補助事業の内示時期等の外部要因により、地方債の発行時期に制約がある。
- ・ 公的資金に届出制度を導入した場合、地方公共団体の資金調達能力等を踏まえた適切かつ柔軟な配分を行い、長期かつ低利の資金を適切に提供するという公的資金の趣旨・目的を果たすことができるか。

【財融】 国が責任を持って対応すべき分野や国の政策と密接な関係のある分野を中心に貸付を行っている。
資金調達能力の低い地方公共団体の安定的な資金確保を図っている。

【機構】 地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完する役割を担っている。

- ・ 公的資金の趣旨・目的を果たすため、貸し出しの段階で、貸し手である財務省・機構において配分調整を行うことも考えられる。
その場合、公的資金全体での調整（財務省・機構間の調整）が必要となるが、両者間で適切な調整を行うことができるか。届出後、借入段階で希望資金の借入が実現出来ない可能性があるため、借入手続を複数箇所に行うことも想定されるが、手続が複雑化しないか。
- ・ また、資金の貸し手が、財政状況把握のため提出書類を増やす等、借入手続が煩雑にならないか。

○ 民間等資金の安定的調達に影響を及ぼす恐れはないか。

個別団体毎に公的資金の額が年度によって大きく変動した際に、民間等資金の安定的調達に影響を及ぼす恐れはないか。また、公的資金に届出制度を導入することにより、上半期に公的資金の発行が偏る一方で民間等資金の発行が抑制される可能性があり、年間を通じた民間等資金の平準発行が達成されない恐れはないか。

検討事項② 特別転貸債及び国の予算等貸付金債への届出制度の導入

【現 状】

- ・ 特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、全額公的資金のため届出制度の対象とならない。
- ・ 各省庁の予算によって、地方公共団体が発行する地方債の額が直接的・間接的に決定されており、予算成立時には起債額が確定している。

（国の予算等貸付金債については、同意等基準運用要綱において、「国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と扱って、速やかに同意等を行う」こととされており、各団体が協議等を行う際には、各省庁等からの交付決定等が前提とされている。

【論 点】

- ・ 特別転貸債及び国の予算等貸付金債を届出制度の対象とすることにより、地方公共団体の自主性・自立性は高めることができるか。
- ・ 事前に決定された額について協議等を行っており、特別転貸債及び国の予算等貸付金債を届出制度の対象としても、
①配分調整を行う必要がないこと、②資金の融資手続が複雑化・煩雑化しないこと、③個別団体毎の民間等資金の安定的調達に影響を及ぼす恐れもないことから、問題ないのではないか。

特 別 転 貸 債

特定の地方道路公社、特定用途港湾施設の設置者等に対し、総事業費の一定割合を地方公共団体が転貸債を活用して融資することにより、低利資金を確保しようとする制度。

特別転貸債の対象事業等の財源構成は、所管省庁の要綱等で決定されており、総事業費のうち所管省庁の予算額が決まると、地方公共団体は、あらかじめ定められた総事業費の一定割合の額が決まり、当該額について財政融資資金の貸付けを受け、これをそのまま道路公社等に対して貸し付けることとなる。

国 の 予 算 等 貸 付 金 債

各貸付金の根拠法に基づき、各省庁等の予算によりその所要額が確保される制度。

国又は政府関係機関からの貸し付けは、地方公共団体側からすれば長期借入金であり、地方債としての手続を要するとされている。

各省庁等の予算の範囲内で、各団体の貸付金額が決定される。

<研究会における委員コメント>

- 現行の協議制度において、協議不要対象団体であっても、資金の性質に鑑み、一部の資金については協議が必要となっているが、事業債の性質に応じた手続の見直しを検討してはどうか。

<地方公共団体アンケート結果>

- 事実上所管省庁のチェックをいただいております、借りすぎによる償還不能リスクは極めて低い。このため、健全化判断比率に関係なく一律届出制にしていただきたい。

協議不要（届出）基準、地方財政法許可基準等の見直しの視点

〔見直しの視点〕

市場関係者等の意見を踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から見直しを行う。
(ただし、地方財政の健全性の確保や市場からの信認に問題が生じない場合に限る。)

- ・ 地方財政の健全性の確保→健全化法
- ・ 市場からの信認、リスク・ウェイトゼロの維持→協議制度、早期是正措置も要素の一つ

○ 協議不要対象団体を拡大するか（協議不要基準を緩和するか）

- ・ 実質公債費比率について、16%⇒18%や25%等に緩和するか、将来負担比率について、300%⇒400%等に緩和するか
- ・ 実質赤字比率、資金不足比率、連結実質赤字比率について、0%を変更するか

○ 地財法上の許可対象団体を縮小するか（地財法上の許可基準を緩和するか）

- ・ 実質公債費比率等について、早期健全化段階や財政再生段階の基準等まで、地財法上の許可基準を緩和するか

※ なお、協議不要対象団体や許可団体の基準を変更する際には、届出団体からいきなり許可団体へ移行することをどう考えるか

届 出 団 体

○ 財政状況に問題がない「いわば普通の団体」で、届出のみで自由に地方債を発行できる団体

地財法上の許可団体

○ 「それ以上の投資を行おうとすれば義務的な経常経費の支出に支障が生じ得る」団体で、地方債の発行が原則として禁止される団体

○ 健全化団体に該当してしまうような団体を事前に許可制度に移行させて地方債の信用性の維持を図る。

○ 早期是正措置は、地方財政措置や地方交付税制度を通じた地方財源の保障システム、地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生制度と組み合わせて、全体の制度を通じて、地方債の信認やリスク・ウェイトゼロの維持※に貢献している。

健 全 化 団 体

○ 「財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る」必要がある団体

※〔平成19年2月16日 衆・予算委員会での山本国税大臣答弁（抄）〕

地方債のリスク・ウェイトがゼロである理由は、協議制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されているとともに、二番目に、公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度が設けられているということでございます。

各指標に関する市場関係者等のコメント

[基準について]

<市場関係者コメント>

- 16%や18%などの基準について市場は特段気にしていない。
- 許可団体の基準を現行の実質公債費比率18%以上にしたとしても、個別団体は当該基準が緩くなったからといって財政規律を緩めようとはしないだろう。
- 関心があるのは、早期健全化基準の25%に近いかどうか。

<地方公共団体アンケート結果>

- 届出団体の要件を16%未満から18未満へ拡大してほしい。

<市場関係者コメント>

- 投資家によって制度理解が不十分である場合があるため、財政健全化にかかる基準は不用意に緩和すべきではない。
- 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」のように、+-の符号が変わるような基準は0という数字が重要な意味をもつ。
- 大口投資家には4指標が浸透しており、団体を選別する際の判断指標(特に実質公債費比率及び将来負担比率)となっている。これは、主にスプレッドに差をつけるためである。
- リーマン・ショック以降、国内も海外も金融機関に対する規制は厳しくなる傾向が続いている中、起債は自由化というのはそれに反する。特に海外投資家からは、総務省が起債の基準を緩和した場合には、なぜ日本はそんなことをするのか、本当に地方債の安全性は維持されるのかという点を気にする投資家もいるかもしれない。

[その他]

<市場関係者コメント>

- ◇ 自由化する際にはなぜ基準を変更するのかを説明できるようにしておく必要がある。
- ◇ 基準の変更をいつ行うのかというタイミングも重要。市場が安定している時に行う方が望ましい。

検討事項③ 実質公債費比率

【現 状】

16%	18%	25%	35%
届出 〈1,669団体〉	協議 〈78団体〉	(公債費負担適正化計画) 〈40団体〉	早期健全化段階 (財政健全化計画) 〈0団体〉
		早期是正措置としての地財法許可	再生段階 (財政再生計画) 〈1団体〉
			健全化法許可

※ H25年度決算に基づく健全化判断比率等に基づく団体数

<各基準の趣旨>

- ・ 16%… 16%は、協議制度導入後6カ年の全都道府県・市区町村の平均値13.2%と許可基準18%の中間的な比率
(届出制度導入時、経験則上、実質公債費比率16%未満の団体がいきなり許可団体に移行することはほとんどないとして指標が設定された。)
- ・ 18%… 経常一般財源に占める公債費以外の経常経費の割合が約64% (H10～H15全国平均) であり、残り36%の半分を早期是正の水準とした
協議制移行前に公債費負担適正化計画を求めている起債制限比率14%と同水準
- ・ 25%… 健全化法施行前、実質公債費比率25%以上の団体について、一般単独事業債等の地方債を原則許可しない取扱いとしていたこととの整合性
- ・ 35%… 健全化法施行前、実質公債費比率35%以上の団体について、災害復旧事業債等以外の地方債を原則許可しない取扱いとしていたこととの整合性

【論 点】

○ 実質公債費比率の協議不要基準 (16%) について、どのように考えるか

- ・ 届出制度導入以降、協議を受けたならば同意をすることとなると認められないものとして通知された例はなく、また、協議において不同意となった例もない状況であり、順調に制度が運用されている。
- ・ 協議不要対象団体となった場合の対応として、届出を活用する意向の団体が一定数ある一方で、届出対象の拡大に関する積極的な要望が多くある状況ではない (アンケート結果等)。
- ・ 「16%や18%などの基準について市場は特段気にしていない」との市場関係者のコメントもあるが、地方債全体に対する信用維持に影響はないか。
- ・ 以上を踏まえ、協議不要基準 (16%) について、どのように考えるか。

検討事項③ 実質公債費比率

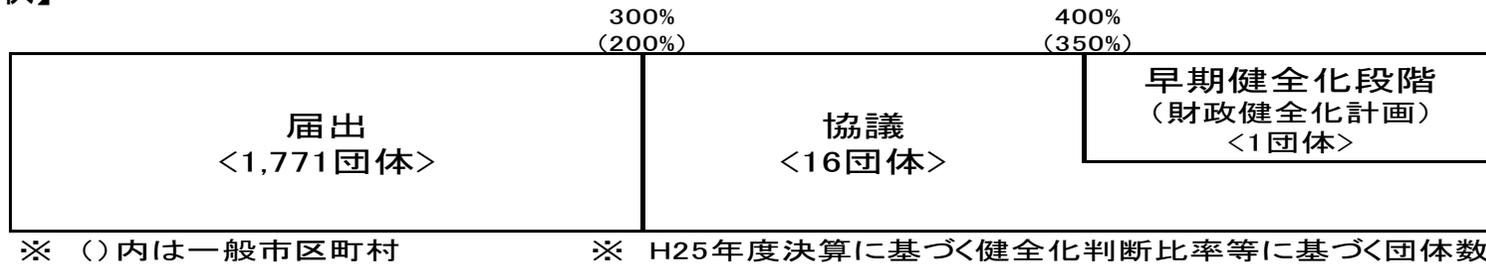
○ 実質公債費比率の許可基準（18%）について、どのように考えるか

- ・ 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度が、地方債のリスク・ウェイトゼロの前提となっている一方で、市場関係者の中には、「財政健全化法が施行され、早期健全化基準に近いかどうかは気になるが、18%などの基準については気にしていない」という意見もあるが、どのように考えるか。
- ・ 現在の経常一般財源に占める公債費以外の経常経費の割合は約79%（H20～H25全国平均）であり、18%を設定した際の状況（約64%）と比較して増加している。許可基準導入時と同じ考え方で基準を設定すると現在よりも基準を下げる事となるが、どのように評価するか。

※届出制度導入時において、協議不要基準を設定した際には、届出団体がいきなり許可団体に移行することが通例想定されないことが考慮されているが、仮に届出対象団体を拡大する場合、届出・協議・許可の段階を経ることを想定していたことについて、どのように考えるか。

検討事項④ 将来負担比率

【現 状】



<各基準の趣旨>

- ・ 300% (200%) … ① 団体別加重平均と早期健全化基準の中間値であること、②将来負担比率上位5%程度の団体を協議制度となる水準
- ・ 400% (350%) … 実質公債費比率の早期健全化基準(25%)に相当する将来負担額的水準と平均的な地方債の償還年数を勘案した水準

- 将来負担比率とは、収支や公債費負担について現状では健全であっても、実質的な債務が増大することにより将来の収支や公債費負担に重大な影響を与える可能性については、フロー指標では捉えきれない場合があることから、そのような事態を未然に防止し、中長期的な視点に立った財政の健全性を確保するために、健全化法制定時において、新たに整備されたストック指標。
- 健全化法に基づく再生段階は、財政運営の自由度を制約し、国や都道府県の強い関与を伴う段階であることから、財政再生基準としては、財政悪化が切迫したことを示すフロー指標により捉えるべきであるという考えに基づき、将来負担比率については財政再生基準が設けられていない(健全化法に基づく許可なし)。同様の趣旨から、地財法に基づく許可も設定されていない。

検討事項④ 将来負担比率

【論 点】

○ 将来負担比率の協議不要基準（300%（200%））について、どのように考えるか

- ・届出制度導入以降、協議を受けたならば同意をすることとなると認められないものとして通知された例はなく、また、協議において不同意となった例もない状況であり、順調に制度が運用されている。
- ・協議不要対象団体となった場合の対応として、届出を活用する意向の団体が一定数ある一方で、届出対象の拡大に関して積極的な要望が多くある状況ではない（アンケート結果等）。
- ・健全化法において、財政再生段階の基準は、財政悪化が切迫したことを示す実質赤字比率等のフロー指標で捉えられるべきとされていることから地財法に基づく許可が設定されていないことを踏まえ、ストック指標の将来負担比率について、自主性・自立性を高める観点からどのように考えるか。
- ・届出制度導入の際の基準設定時と直近の状況では、団体別加重平均と早期健全化基準（400%（350%））の中間値、上位5%程度の団体が協議制度となる水準は共に低下しているが、現状の基準を変更する程の低下ではない状況について、どのように評価するか。

将来負担比率の団体別加重平均	：届出制度導入時【②都道府県・指定都市212.7%、一般市町村56.1%】
⇒直	近【⑤都道府県・指定都市189.1%、一般市町村51.0%】
協議制度となる水準（上位5%程度の団体）	：届出制度導入時【②都道府県・指定都市285.3%、一般市町村168.7%】
⇒直	近【⑤都道府県・指定都市265.3%、一般市町村139.7%】

※仮に400%まで引き上げた場合、届出対象段階からいきなり早期健全化段階へ移行することになるが、どのように考えるか。また、300%と400%の間に現在とは異なる考え方で新たな基準を設けることについて、どのように考えるか。

検討事項⑤ 実質赤字比率

【現 状】

	0 (0)	2.5% (2.5～10%)	3.75% (11.25～15%)	5% (20%)
届出 <1,786団体>	協議 <2団体>	(実質赤字解消計画) <0団体>	早期健全化段階 (財政健全化計画) <0団体>	再生段階 (財政再生計画) <0団体>
		早期是正措置としての地財法許可		健全化法許可

※ ()内は市区町村

※ H25年度決算に基づく健全化判断比率等に基づく団体数

<各基準の趣旨>

- ・ 0 … 同意等基準において、実質赤字額による許可団体には、実質赤字額の解消を図る（ゼロとする）ための計画の策定を求めていること
- ・ 2.5% (2.5～10%) … 経験則上、単年度で解消できる赤字の規模。旧再建法における実質赤字額により許可となる水準の1/2
- ・ 3.75% (11.25～15%) … 地財法許可移行基準と財政再生基準との中間値
- ・ 5% (20%) … 財政規律を確保する上で事実上の規範として定着していた旧再建法の起債制限の基準

【論 点】

○ 実質赤字比率の協議不要基準（0%）について、どのように考えるか

- ・ 地財法上、地方公共団体はその財政の健全な運営に努めることとされており、単年度の収支において赤字を出さず、なおかつ長期的に見て収支の均衡を保持し得るような歳入歳出構成とすることが求められている。また「0という数字が重要な意味を持つ」という市場関係者の意見もある。
- ・ 同意等基準において、実質赤字による許可団体には、実質赤字額を解消するための計画の策定を求めており、実質赤字がないことが、財政状況が「いわば普通の団体」である届出団体とされている。
- ・ 届出制度及び協議制度の順調な運用、協議不要対象団体となった場合の対応として届出活用希望団体が一定数あるという状況の一方で、届出対象の拡大について積極的な要望が多くある状況ではない（アンケート結果等）。
- ・ 以上を踏まえ、協議不要基準（0%）について、どのように考えるか。

○ 実質赤字比率の許可基準（2.5%（2.5～10%））について、どのように考えるか

- ・ 単年度で解消できる規模を超えた赤字については、構造的な赤字とされている。
- ・ 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度が、地方債のリスク・ウェイトゼロの前提となっている一方で、「関心があるのは早期健全化基準であり、その前段階の基準については気にしていない」との市場関係者の意見もあるが、どのように考えるか。

検討事項⑥ 資金不足比率

【現 状】

	0% (地財法)	10% (地財法)	20% (健全化法)
届出 <6,714会計>	協議 <51会計>	(資金不足等解消計画) <89会計>	早期健全化段階 (経営健全化計画) <18会計>
		早期是正措置としての地財法許可	

※ H25年度決算に基づく健全化判断比率等に基づく会計数

<各基準の趣旨>

- ・ 0 … 同意等基準において、資金不足額による許可団体には、資金不足額の解消を図る（ゼロとする）ための計画の策定を求めていること
- ・ 10% … 経験則上、単年度において営業収益の5%程度の資金不足を解消できることから、当該水準を倍にしたもの
- ・ 20% … 許可移行基準（10%）を勘案したもの（営業収益/年の5%程度の合理化努力×4年のイメージ）

【論 点】

○ 資金不足比率の協議不要基準（0%）について、どのように考えるか

- ・ 実質赤字比率と同じ理由に加え、同意等基準運用要綱において、資金不足がある団体が公営企業債を発行するにあたっては、当該事業が収支相償する事業であることを収支計画において確認できるものを同意等の対象としている。また、「0という数字が重要な意味を持つ」という市場関係者の意見もある。
- ・ 同意等基準において、資金不足による許可団体には、資金不足を解消するための計画の策定を求めており、資金不足がないことが、財政状況が「いわば普通の団体」である届出団体とされている。
- ・ 届出制度及び協議制度の順調な運用、協議不要対象団体となった場合の対応として届出活用希望団体が一定数あるという状況の一方で、届出対象の拡大について積極的な要望が多くある状況ではない（アンケート結果等）。
- ・ 以上を踏まえ、協議不要基準（0%）について、どのように考えるか。

○ 資金不足比率の許可基準（10%）について、どのように考えるか

- ・ 協議制度導入時において、営業収益に対する資金の不足額の割合が10%以上の企業については、赤字解消が3年以上要する（2年度では解消できない）として、資金不足が構造的なものとされている。
- ・ 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度が、地方債のリスク・ウェイトゼロの前提となっている一方で、「関心があるのは早期健全化基準であり、その前段階の基準については気にしていない」との市場関係者の意見もあるが、どのように考えるか。

検討事項⑦ 連結実質赤字比率

【現 状】	0 (0)	8.75% (16.25~20%)	15% (30%)
届出 〈1,782団体〉	協議 〈6団体〉	早期健全化段階 (財政健全化計画) 〈0団体〉	再生段階 (財政再生計画) 〈0団体〉
			許可(健全化法)

※ ()内は市区町村

※ H25年度決算に基づく健全化判断比率等に基づく団体数

＜各基準の趣旨＞

- ・ 0 … 実質赤字額をゼロ、資金不足額をゼロとしていることを踏まえたもの
- ・ 8.75% (16.25~20%) … 実質赤字比率の早期健全化基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算した水準
- ・ 15% (30%) … 実質赤字比率の財政再生基準に、公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ10%加算した水準

【論 点】

○ 連結実質赤字比率の協議不要基準 (0%) について、どのように考えるか

- ・ 同意等基準において、実質赤字による許可団体には実質赤字を解消するための計画の策定を、資金不足による許可企業には資金不足を解消するための計画の策定を求めており、実質赤字と資金不足を連結した連結実質赤字比率についても、連結実質赤字がないことが、財政状況が「いわば普通の団体」である届出団体とされている。また「0という数字が重要な意味を持つ」という市場関係者の意見もある。
- ・ 届出制度及び協議制度の順調な運用、協議不要対象団体となった場合の対応として届出活用希望団体が一定数あるという状況の一方で、届出対象の拡大について積極的な要望が多くある状況ではない（アンケート結果等）。
- ・ 以上を踏まえ、協議不要基準 (0%) について、どのように考えるか。

※実質赤字比率や資金不足比率の協議不要基準を0%とする場合との整合性

検討事項⑧ 協議不要基準額

【現 状】

当該年度の協議等（協議、届出又は許可）をした地方債の合計額が協議不要基準額※を下回ることが、協議不要対象団体の条件。

※協議不要基準額：①・②の合計額

①	標準財政規模及び公営企業の事業規模の合算額の当該年度前3年度平均の25/100 (全国平均 (H21決算：13.9%) の約2倍の発行水準)
②	臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債のうち協議等をしたもの

※ 届出制度導入時に、協議不要基準額に係る要件を設けた。これは、届出制により国等の関与が縮減されることにより、国等の協議を経ずに当該地方公共団体の財政の健全性に影響を及ぼすおそれがある程度あるような起債を過度に行う可能性があり、この場合には地方債全体の信用に影響を及ぼすおそれがあると考えられたことによる。

【論 点】

○ 協議不要基準額について、どのように考えるか

- ・届出制度導入以降、協議を受けたならば同意をすることとなると認められないものとして通知された例はなく、また、協議において不同意となった例もない状況であり、適債性の観点から問題となる運用はされていない。
- ・26年度において一部の団体が協議不要基準額により協議団体となっているが、協議不要基準額の廃止要望はない。また、届出導入時に新たに設定された基準であり、地方公共団体に定着してきている。
- ・市場関係者は、「4指標は気にしているが、協議不要基準額は気にしていない」という意見もあるが、どのように考えるか。
- ・現在の協議等額の標準財政規模等に対する割合（H26実績）は、13.3%（都道府県：13.0%、指定都市：17.8%、一般市町村：12.3%）であり、基準設定時と状況が大きく変わらない状況について、どのように評価するか。
- ・起債を過度に行った場合には、後年度において実質公債費比率、実質赤字比率、将来負担比率等の指標に反映されることとなるため、更に量的な制限を設ける必要はないことについて、どのように考えるか。

検討事項⑨ その他の許可制度

【論 点】

○ 不正行為等による許可制度について、どのように考えるか。

- ・ ①元利償還金の支払い遅延をしている団体、②過去に元利償還金の支払い遅延をしており、将来において支払いを遅延するおそれがある団体（総務大臣指定）、③協議等をせず地方債を起こした団体（総務大臣指定）、④協議等にあたり虚偽記載など不正行為をした団体（総務大臣指定）については、許可制度となっている。
- ・ 届出制度が導入されるなど地方公共団体の自主性・自立性が高まっている現行の地方債制度において、地財法上、一定の不正行為等をした地方公共団体を許可とする仕組みは、地方債の信用を維持する観点から引き続き重要な役割を担うのではないか（これまで不正行為等によって許可団体に指定された地方公共団体はない）。

【論 点】

○ 標準税率未満による許可制度について、どのように考えるか。

- ・ 地方債の償還が税によって行われることを踏まえて、建設事業費の財源に充てる地方債を起こす場合には、現時点において通常に確保すべき財源を確保していることが、財政の健全性の確保や世代間負担の公平の確保の見地から必要とされることから設けられている。
なお、許可制度時代には、標準税率未満の団体は建設事業費の財源に充てる地方債の発行が禁止されていたが、協議制度移行時に、課税自主権をより尊重する観点に立って、許可制度に移行している。
- ・ ①地方債の発行が原則自由の協議制度とした場合、いわゆる不同意債を発行することができることから、減税財源を確保せずに負担を将来世代に先送りするようなケースもあり得る、②標準税率未満による許可制度は、減税競争による地域の行政水準の低下を避けるという効果もあると考えられると、標準税率未満による許可制度は引き続き重要な役割を担うのではないか。

検討事項⑩ー1 その他

【論 点】

○ 新発債4月条件決定分の届出の実施について、どのように考えるか。

- ・現在の届出制度においては、条件決定予定日に属する月の前月の15日（市町村分にあつては、12日）までに、必要書類を提出することとなっており、新発債の4月条件決定分としての届出は運用上できないこととなっている。

新発債の4月条件決定分としての届出を認める運用について、どのように考えるか。

（例：新発債4月条件決定分に限り、当月10日までに提出すれば良いこととする。）

<研究会における委員コメント>

- 4月は比較的投資家における資産の運用意欲が高いため、4月に新発債の条件決定をすることについては、市場関係者にとって、重要なのではないか。

<地方公共団体アンケート結果>

- 現在、30年債を4月に発行することは運用上不可能となっているが、投資家等のニーズにより柔軟に対応できるようにすることが、届出制度をより活用しやすくすることにつながるのではないか。

⇒ 不同意相当か否かについて、遅くとも4月25日までに確定すれば、4月における新発債の条件決定は対応可能とのこと。

【論 点】

○ 財政融資資金の手続の簡素化について、どのように考えるか。

- ・財政融資資金の借り入れの際、提出書類（写真や図面等）が多く手続が煩雑であるという意見が団体から多く寄せられているため、可能な限り簡素化されるよう財務省と調整を行っているところ。

（一部平成27年度から提出書類の簡素化（写真や図面を最小限にするなど）が図られている。）

<研究会における委員コメント>

- 財政融資資金の借り入れの際、提出書類が多く、手続が煩雑であるため、手続の簡素化を検討する必要があるのではないか。

検討事項⑩－２ その他

【論 点】

- 前年度から繰り越された財政融資資金の借入期日の延長について、どのように考えるか。
 - ・ 通常、財政融資資金の借入は、翌年度の3月末までに借入れが可能であるが（延長承認された場合）、前年度から繰り越された財政融資資金を貸し付けることとされている事業（各省が前年度補正予算で追加した補助金予算を本省繰越しして当年度に交付決定した事業）については、当年度3月末までの借入れとなっている。
 - ・ 地方公共団体においては、前年度から繰り越された事業について、当年度の事業と同様、翌年度の5月末まで借入れを可能とすべきという意見もあり、この取扱いについて財務省と調整を行っているところ。

<地方公共団体アンケート結果>

- 財政融資資金について、例えば国の25年度補正予算事業の繰越事業で、26年度に起債の同意を受けたものは、27年2月に借入申請をしなければならないが、これを通常の26年度債と同様に27年4月の借入申請でも良しとしていただきたい。

【論 点】

- 国庫補助金の交付決定（内示）時期の遅延に伴う起債協議手続の遅延の改善について、どのように考えるか。
 - ・ 一部の省庁においては、国庫補助内示時期が遅く、地方公共団体の起債協議のスケジュールに間に合わないといった事態が生じている（特に年度末に補正予算が成立した場合に、国庫補助内示が遅れるケースがある）。
 - ・ 各省庁に対して、地方公共団体の起債協議スケジュールを周知し、スケジュールを踏まえて内示を行うよう依頼することについて、どのように考えるか。
（例：当初予算については4月、補正予算については補正予算成立時、において起債協議スケジュールを各省庁に周知する。）

<地方公共団体アンケート結果>

- 国庫補助内示が遅く、起債手続も遅くなり不便である。

検討事項⑩－3 その他

【論 点】

○ 協議制度における協議時期・回数の変更について、どのように考えるか。

・ 協議時期：

- ・ 随時協議…実施を希望する団体が多かったが、決まった時期に希望を集約した上で、適切かつ柔軟な資金配分を行う必要があることを踏まえ、随時協議を行うことはできないのではないか。
- ・ 二次協議を早く…一次協議には間に合わないが、二次協議の同意よりも早い時期に多額の資金需要が生じるという団体が多い状況ではなく、個別協議で対応できる状況について、どのように考えるか。
- ・ 二次協議を遅く…3月末に実施している二次協議の同意時期をこれ以上遅らせることは出来ないが、業務を効率化し、二次協議開始時期（同意等予定額の提出期限）を遅らせることについて、どのように考えるか（例：現状1月上旬に設定している提出期限を1月20日頃まで遅らせて設定）。
 - ・ また、一次協議の所要日数についても併せて検討し、協議開始時期を遅くするか、同意時期を早くすることについて、どのように考えるか。

・ 協議回数：

- ・ 回数増…年間トータルして公的資金を適切に配分する必要があるところ、回数を増やすと回数毎の枠取りが難しいのではないかと（原則は当初予算を踏まえた9月協議、補正予算対応等に伴う追加分は3月協議）。
- ・ 最終協議…国の補正予算を受けて、21年度より個別協議の集合体として最終協議を行っているが、例外の取扱いのため、最終協議を行う際に初めてアナウンスしており、不安を覚える団体が多い。恒常化し三次協議と位置づけることは難しいが、①国の補正予算が3月上旬に成立した、②一部の省庁における補助金交付決定が遅れている等、二次協議に間に合わない原因が生じた場合には、最終協議を実施する旨を一次協議（もしくは二次協議）の通知に明記することについて、どのように考えるか。

<地方公共団体アンケート結果>

- | | | |
|--------------------|------------------------|--------------------|
| ・随時協議を実施して欲しい 16団体 | ・一次、二次協議それぞれ早めて欲しい 4団体 | ・それぞれ遅くして欲しい 7団体 |
| ・最終協議の恒常化 34団体 | ・協議を年3回実施して欲しい 8団体 | ・協議を年4回実施して欲しい 4団体 |